単品スライド条項に係る郡山市の運用について(ポイント)

1 郡山市建設工事請負契約約款第26条 (スライド条項)

郡山市建設工事請負契約約款第26条に規定されている物価変動による請負代金額の変更 は、3種類あります。

- (1) 全体スライド条項(第1項から第4項まで) 工事の工期が1年以上にわたる場合、その間の物価変動に対する措置
- (2) 単品スライド条項(第5項) 工期内における特定の資材の価格変動に対する措置
- (3) インフレスライド条項(第6項) インフレ等による労務単価、物価変動に対する措置

2 スライド条項の適用

スライド条項とは、物価の変動により、請負代金額が不適当となった場合に適用される 条項で、発注者又は受注者の請求によって協議を行い請負代金額の変更ができるというも のです。(物価下落時は減額協議、物価上昇時は増額協議)

3 単品スライドの対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

鋼材類、燃料油及び<mark>その他工事材料</mark>に分類される各材料 (H型鋼、異形棒鋼、軽油など)

【スライド適用の対象工事】

実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積 算した場合に、当初の請負代金額よりも1%(上記3類を個別に判定)を超えて変動す る工事

4 単品スライド条項の適用手続

- (1) 申請時期、契約変更の時期工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約 (維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものは、各年度末)
- (2) 証明書類の提出

原則として、受注者は、実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出が必要です。

5 スライド額の計算で用いる単価

[鋼材類及びその他工事材料]

変動前:設計時における実勢価格 変動後:現場に搬入した月の実勢価格

(注)複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

購入時期と搬入時期が異なる場合は、購入時

「燃料油】 変動前:設計時における実勢価格

変動後: 購入した月の実勢価格

- (注1) 複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均
- (注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

6 スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図書に記載された数量
- (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- (3) 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量
- (4) 各種資材の運搬のための燃料油で、購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

7 スライド額(S)の計算

[鋼材類] {搬入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量 (上記6)・・・注 [燃料油] {購入月の実勢価格 - 設計時点での実勢価格} × 対象数量 (上記6)・・・注

- +) <mark>[その他工事材料] {購入月の実勢価格 設計時点での実勢価格} × 対象数量 (上</mark> 記)・・・注
- -) スライド前の請負代金額の1%相当額
- = スライド額 (S)
 - ※ 対象数量は原則として上記6によるが、請負者が実際に購入した際の鋼材類の購入 代金合計、燃料油の購入代金合計及びその他工事材料の購入代金合計の方が実勢価格 で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

ただし、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。また、鋼材類について、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

8 その他

- (1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分については、単品スライド条項を適用できません。
 - ※ 請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象 とすることができる旨の記載があるときは適用可。